（使用前検査の実施）

第十九条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

［一～三　略］

四　特定第一種廃棄物埋設施設の性能に関する事項　特定第一種廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

（溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第二十五条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

（溶接検査の申請）

第二十六条　法第五十一条の九第一項の規定により特定第一種廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

［2～4　略］

（溶接検査の実施）

第二十七条　法第五十一条の九第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるときごとに行う。

［一～四　略］

（溶接検査を要しない場合）

第二十八条　法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

（輸入品の溶接検査）

第三十条　法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第一種廃棄物埋設施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

［2～4　略］

（溶接検査合格証等）

第三十一条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第三十二条　［略］

（施設定期検査の申請）

第三十三条　法第五十一条の十第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［略］

二　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　［略］

［2・3　略］

（使用前検査の実施）

第十九条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

［一～三　同上］

四　特定廃棄物埋設施設の性能に関する事項　特定廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

（溶接検査を受ける特定廃棄物埋設施設）

第二十五条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

（溶接検査の申請）

第二十六条　法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［2～4　同上］

（溶接検査の実施）

第二十七条　法第五十一条の九第一項の検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるときごとに行う。

［一～四　同上］

（溶接検査を要しない場合）

第二十八条　法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

（輸入品の溶接検査）

第三十条　法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物埋設施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［2～4　同上］

（溶接検査合格証等）

第三十一条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設）

第三十二条　［同上］

（施設定期検査の申請）

第三十三条　法第五十一条の十第一項の検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　［同上］

［2・3　同上］